



出向者のでたらめな勤務実績の 是正を求める

会社に申し入れました

地本は、出向した組合員が行った情報開示請求で開示された勤務実績に、数多くの問題点が発覚したことから、是正を求めて2月24日会社に申し入れを行いました。

情報開示された勤務実績は以下のように多くの問題点があり到底情報開示などと呼べるものではありません。

- ①当初は年次有給休暇が労働時間に算定されていなかったが、そうした誤りがなぜ生み出されたのか明らかではない。
- ②超過勤務手当81,796円が追加で支給されているが、その内訳が明らかにされていない。
- ③上記の追給の結果、高齢者雇用継続給付金が大幅に減額されている。
- ④各月の勤務実績表では日毎・勤務毎の労働時間が明示されず、月間の合計でしか超過勤務が示されていない。
- ⑤出向先の勤務シフトが超勤前提で作成されており、超勤時間の算定は月間の合計時間と変形労働時間の制限時間との差が超勤時間とされ、しかもB単価とされている。労働基準監督署では、このような算定は変形労働時間制とは認められないとしている。超勤時間の算定は労基法に基づき行い手当を支給するべきである。